

山崎建設工業株式会社
安全環境衛生協力会会則

令和6年 4月 1日 改訂

目 次

第 1 条	(名 称)	・ ・ ・ ・ ・	2
第 2 条	(所在地)	・ ・ ・ ・ ・	2
第 3 条	(構 成)	・ ・ ・ ・ ・	2
第 4 条	(会 員)	・ ・ ・ ・ ・	2
第 5 条	(目 的)	・ ・ ・ ・ ・	2
第 6 条	(事 業)	・ ・ ・ ・ ・	2
第 7 条	(役 員)	・ ・ ・ ・ ・	3
第 8 条	(役員の仕事)	・ ・ ・ ・ ・	3
第 9 条	(役員を選任及び任期)	・ ・ ・ ・ ・	3
第 10 条	(顧問、相談役)	・ ・ ・ ・ ・	3
第 11 条	(理事会)	・ ・ ・ ・ ・	3
第 12 条	(総 会)	・ ・ ・ ・ ・	3
第 13 条	(総会の議決)	・ ・ ・ ・ ・	4
第 14 条	(事務局)	・ ・ ・ ・ ・	4
第 15 条	(審査委員会)	・ ・ ・ ・ ・	4
第 16 条	(審査委員会の業務)	・ ・ ・ ・ ・	4
第 17 条	(事業年度)	・ ・ ・ ・ ・	4
第 18 条	(会 費)	・ ・ ・ ・ ・	4
第 19 条	(慶 弔)	・ ・ ・ ・ ・	4
第 20 条	(雑 則)	・ ・ ・ ・ ・	4
第 21 条	(雑 則)	・ ・ ・ ・ ・	4
第 22 条	(付 則)	・ ・ ・ ・ ・	4
表 彰 規 約		・ ・ ・ ・ ・	5
会費の徴集及び見舞金等の支給規約		・ ・ ・ ・ ・	6

(名 称)

第1条 本会は山崎建設工業株式会社安全環境衛生協力会（以下「本会」という。附属規約においても同じ）と称する。

(所在地)

第2条 本会は事務所を山崎建設工業株式会社本社（以下「会社」という。附属規約においても同じ）に置く。

(構 成)

第3条 本会は会社並びに会社が発注する工事に関し会社と契約して工事に関する納品・運搬・施工等（以下「工事等」という。附属規約においても同じ）を行う事業者（以下「協力会社」という。附属規約においても同じ）をもって構成する。

(会 員)

第4条 本会の会員は会社と直接契約し現に工事等を行っている協力会社とする。ただし、会員の期間はその工事等の契約開始日からその工事等の契約終了日を含む本会の直近の事業年度終了日までとする。

2. 現に工事等を行っていない協力会社であっても本会の役員は会員とする。
3. 会社の注文書によらず随時契約により工事等を行うものは工事終了直後の本会の事業年度終了日までの期間は会員とする。
4. 現に会社との契約が存在しなくても会社がその年度中に工事等の契約を行う予定の協力業者は会社の指名と役員の同意を得て会員となることができる。
5. 会社の役員並びに社員は特別会員とする。

(目 的)

第5条 本会の目的は会社と会員が相協力して次の事柄について強力に推進し、もって会社の発展に寄与することを目的とする。

- (1) 労働災害の絶滅を最重点とする強力な安全環境衛生活動を推進すること
- (2) 災害補償等に関し会員の相互扶助を行うこと
- (3) 産業廃棄物等安全環境に関すること
- (4) 快適職場推進に関すること
- (5) その他本会の主旨に合致すること

(事 業)

第6条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 安全・環境・衛生に関する研究会・講習会の開催及び参加
- (2) 会社事業所及び作業所の安全環境衛生パトロール
- (3) 災害及び事故の防止と発生原因の追究
- (4) 全国安全週間・衛生週間等行事の参加及びそれに伴う事業
- (5) 無災害優秀事業所並びに作業所及び会員並びに会員社員の表彰
- (6) 事業所及び作業所において業務上発生した災害に対する見舞金の支給
- (7) 会員及び特別会員に対する慶弔に関する事項
- (8) 雇用の改善及び技能の向上に関する事業
- (9) 産業廃棄物に対する正しい理解についての啓蒙周知活動

- (10) 廃棄物の分別収集及び減量化に関する啓蒙周知活動
- (11) 快適職場推進に関する諸活動の案内並びに援助等
- (12) その他安全環境衛生及び福利厚生に関する事業

2. 前項第5号及び第6号の運用は付属規約に規定する。

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

会	長	1	名
副	会	長	3 名以内
理	事	若干名	
監	事	2	名以内

(役員の仕事)

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはその仕事を代行する。
- 3. 理事は会長、副会長を補佐し、総会の決議に基づき事業等を執行する。
- 4. 監事は本会の事業及び会計事務の監査をする。

(役員の仕事及び任期)

第9条 役員は総会において会員の中から互選する。

- 2. 役員の仕事は2年とし再任を妨げない。
- 3. 任期途中で選出された役員の仕事は他の役員の仕事に従う。

(顧問、相談役)

第10条 本会に顧問、相談役をおくことができる。

- 2. 顧問、相談役は理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 3. 顧問、相談役は会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べるすることができる。
- 4. 顧問、相談役の仕事は委嘱後2年とし再委嘱することができる。

(理事会)

第11条 理事会は必要に応じ会長が招集し、本会業務の執行を決する。

- 2. 議長は会長とする。
- 3. 理事会は会長、副会長、理事、監事で構成する。
- 4. 理事会は委任状を含む理事の過半数の出席をもって成立する。
- 5. 理事会の議決は過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

(総会)

第12条 本会は毎年1回通常総会を開催する。

- 2. 通常総会は会長が招集し議長となる。
- 3. 会長が必要と認めたときは臨時に総会を招集することができる。
- 4. 通常総会においては次の事項を審議する。
 - (1) 役員の仕事に関する事項
 - (2) 会則の変更に関する事項
 - (3) 会の予算・決算及び事業に関する事項
 - (4) その他会の運営に関する重要な事項

(総会の議決)

第13条 議決は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

(事務局)

第14条 本会に事務局を置く。

2. 事務局は事務局長のほか、若干名の事務局員を置くことができる。

3. 事務局長は会長を補佐し、総会の決議に基づく本会の運営並びに事業を円滑に実施推進する。

(審査委員会)

第15条 会社の求めに応じて本会は審査委員会をおく。

2. 委員会は会社選任委員若干名及び本会役員の中から会長が指名委嘱する数名をもって構成する。

3. 委員の互選により委員長その他の必要な役職を選任する。

(審査委員会の業務)

第16条 委員会は次の業務を行う。

(1) 本則第6条第3号に基づき事故を審査し原因及び対策について協議し、報告書を作成のうえ会社及び会長に報告する

(2) 見舞金の支給について別に定める見舞金等の支給規約に基づき厳正に審査し決定する

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第18条 本会の会費は別に定める会費の徴収規定に基づき徴収する。

(慶弔)

第19条 会員あるいは特別会員について次のとおり慶弔金を支出する。

(1) 会員及び会員に準ずる者の死亡 金30,000円 他に弔電、生花

(2) 会員の一身等親族の死亡 金20,000円 他に生花

(3) 特別会員の死亡 金20,000円 他に生花

(4) 特別会員の一身等親族の死亡 金10,000円 他に生花

(5) 会員及び特別会員の結婚 金20,000円 他に祝電

(6) その他の慶弔 幹事会の協議で会長が決済する

(雑則)

第20条 この会則に定めのない事項については役員会において定める。

第21条 本会の会費繰越金から、災害準備金として預金する事ができる。但し、役員会にて協議し決定する。

(付則)

第22条 この会則は令和6年4月1日から施行する。

表彰規約

第1条 この規約は、会社の事業所及び作業所において会員相互の協力により労働災害撲滅に尽力し優秀なる安全環境衛生成績を修めたものを表彰し、もって安全環境衛生活動の促進を図ることを目的とする。

第2条 表彰の選考は会員、会社、事業所長及び作業所長の推薦による。

第3条 授賞者の選考は会社と役員が協議して決定する。

第4条 表彰は安全環境衛生協力会長賞とし賞状と副賞として賞金または記念品を贈る。

第5条 表彰は安全大会開催のときこれを行う。

第6条 表彰基準は次のとおりとする。

(1) 算定期間

ア、継続して事業を行う事業所の無災害期間の算定は、4月1日から翌年の3月31日までとする

イ、作業所の無災害算定の期間は起工から竣工までとし表彰直近の3月31日までに竣工したものとする

(2) 会員

ア、4月1日より翌年3月31日までの間において無事故にして安全環境衛生管理が特に優秀なる会員

(3) 会員の社員

ア、会員に所属する社員で4月1日より翌年3月31日までの間に会社の作業所において勤務し無災害であったもののうち、安全環境衛生の規則等を遵守し他の模範となるもの

(4) その他理事会が表彰に値すると認めたもの

会費の徴収及び見舞金等の支給規約

第1条 会費は会社注文書により請求し徴収する。徴収金額は次の各号のとおりとする。ただし、一注文書金額が20万円未満のときは徴収しない。また徴収金額のうち円未満は四捨五入とし、会社への毎月の請求額に次の徴収率を乗じた金額を支払金額から差し引き徴収する。

(1) 工事等施工者は注文金額の0.15%とする。

(2) 材料等納入者は注文金額の0.04%とする。

2. 会費納入について次のとおり特別会費をもって徴収することがある。

1 会社は年間120,000円とし、毎月10,000円を徴収する

3. 納付された会費は返還しない。

第2条 労働者災害保険法による保険給付または遺族補償給付（以下「給付金等」という）があったときの見舞金は次の金額を限度とする。

(1) 死 亡 3,000万円

(2) 労災障害等級1級 3,000万円

(3) 労災障害等級2級 3,000万円

(4) 労災障害等級3級 3,000万円

(5) 労災障害等級4級 2,800万円

(6) 労災障害等級5級 2,400万円

(7) 労災障害等級6級 2,000万円

(8) 労災障害等級7級 1,700万円

(9) 特に審査委員会で認めた災害 適宜

2. 前項については、理事会の決定により改定することができる。

3. 見舞金の支給範囲は次のとおりとする。

(1) 会則第4条第1項にいう会員及び会員が提出した安全に関する届出書に記載された請負人であって会社が認可したものの社員並びに被雇用者

(2) 前号にいう会員等が加害した他の会社の社員等の災害

(3) 特に審査委員会で認めた災害

4. 見舞金の支給は会員を経由し労働者災害補償保険法による保険給付等を受けている本人（以下「本人」という）または遺族補償給付の受給権者であり現に支給を受けているものとする。ただし、前項第3号のときは会社を経由することがある。

5. 前項の見舞金の支給に際し会員または会社は、第2項の受給者から受領書を受領し会に提出する。ただし、第3項第3号についてはこの限りではない。

第3条 通勤災害による被災のうち労働者災害補償保険法にいう通勤災害が適用されたときは前条を準用する。

第4条 第2条第9号を除く見舞金の支給は労災補償が決定したときとする。ただし、会員について会費の納入拒否等会費滞納があるときは見舞金を支給しない。

第5条 会員は本規約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡することはできない。